

# 公益財団法人福岡県中小企業振興センター賛助会員規約

## (趣 旨)

第1条 この規約は、公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下、「センター」という。）の定款第51条第2項の規程に基づき賛助会員制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (賛助会員)

第2条 賛助会員は、センターが行う事業の趣旨及び目的に賛同する法人、個人又は団体とする。  
2 賛助会員で構成する組織を「福岡県中小企業振興センター企業等ネットワーク」と称し、同ネットワーク会員（以下、「会員」という。）は、この法人の行う事業に参画し、各種情報の提供や研修用ビデオの無料貸付等の支援を受けることができる。

## (入 会)

第3条 入会希望者は、この規約を承認の上、「公益財団法人福岡県中小企業振興センター賛助会員加入申込書」（様式第1号）をセンター理事長（以下、「理事長」という。）に提出し、センターの指定する口座に振込みにて会費を納入するものとする。センターは、会費の入金を確認した後、入会の手続きを行う。

## (会 費)

第4条 入会希望者及び会員は、次の会費を一口以上納入しなければならない。ただし、地方公共団体、大企業である会員については、毎事業年度当初に個別に協議の上、理事長が別に定める額を納入するものとする。

会費 年間 1口 12,000円

- 2 会費は、年会費とし、月割、日割計算は行わないものとする。ただし、入会初年度の会費については、入会月からの月割計算とする。
- 3 会費の納入は、2年目以降は理事長が発行する請求書により行うものとし、会員は指定された日までに会費を納入するものとする。
- 4 退会または会員資格の取消があっても、既納の会費は返還しない。

## (会費の使途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%を超えない範囲で、理事会において承認した額を当該年度の法人会計に使用することができるものとする。

## (変更の届出)

第6条 会員は、会社名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、速やかに「賛助会員変更届」（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、「賛助会員退会届」(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(会員資格の取消)

第8条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、会員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申込みまたは届出を行ったとき
- (2) 破産、倒産、またはこれらに類する事情が発生したとき
- (3) この規約に違反したとき
- (4) 会費または利用料金が、センターが指定した期日までに納入確認できない場合
- (5) 会員として不適当な行為を行ったとき

(委 任)

第9条 この規約に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人福岡県中小企業振興センター賛助会員規約(平成19年4月25日施行)は廃止する。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和2年8月18日から施行する。

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 賛助会員加入申込書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 理事長 殿

このたび、公益財団法人福岡県中小企業振興センターの事業の目的に賛同し、賛助会員規約に基づき会員として、入会します。

1. 申込企業の概要 (会員 ID: ) ※会員 ID はセンターが記入

Table with fields: フリガナ, 企業名, 代表者役職・氏名, 住所, 資本金 (万円), 従業員数 (人), 電話番号, FAX番号, URL, E-Mail, 担当部署, 担当者名, 主な業種 (checkboxes for 建設業, 製造業, 運輸・通信, 卸売業, 小売業, 金融・保険業, サービス業, 公務, その他)

2. 賛助会費 (\*会費の入金を確認後、入会の手続きを行います。)

会費：年間 1口 12,000円

- ・ 金額 \_\_\_\_\_円 (@12,000円 × \_\_\_\_\_口)
・ 初年度会費 \_\_\_\_\_円 (入会月からの月割計算とします。一か月=1,000円)

3. メルマガ配信について (\*どちらかにチェックを入れてください。)

- 希望する  希望しない

※ 申込みにあたって、裏面の誓約をご確認の上、□にチェックを入れてください。

当財団では、事務全般から暴力団等を排除するため、申込者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。
なお、内容確認のために県を通じて福岡県警本部に照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、賛助会員加入申込み事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項確認のために使用します。

◎ お問い合わせ及び申込書の郵送先
公益財団法人 福岡県中小企業振興センター
総務管理部 総務課
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号
TEL 092-622-6230
FAX 092-624-3300

受付日：令和 年 月 日
登録日：令和 年 月 日
入金日：令和 年 月 日

Table with fields: 担当者, checkboxes for 総務, 情報取引, 6サポ, よろず, 自動車, 知財, 債権, 企画

## 暴力団関係者でないこと等に関する表明・確約書

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 理事長 殿

1. 私（当事業所）は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③その他前各号に準ずる者
  
2. 私（当事業所）は、現在又は将来にわたって、前項に規定する者と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約いたします。
  - ①前項に規定する者によって実質的に経営を支配される関係
  - ②前項に規定する者を不当に利用する関係
  - ③前項に規定する者に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ④前項に規定する者であることを知りながら、その者や家族に関する行事に出席し、自己や家族に関する行事に前項に規定する者を参加させるなど社会的に非難されるべき関係
  
3. 私（当事業所）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明・確約いたします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を越えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴団体の信用を毀損し、又は貴団体の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
  
4. 私（当事業所）は、関連契約等の相手方が暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴団体に報告し、貴団体の捜査機関への通報の協力することを表明・確約いたします。
  
5. 私（当事業所）は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで会員資格を取り消されても一切異議を申し立てず、また、賠償及び補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当事業所）の責任とすることを表明・確約いたします。

表明・確約します 印

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 理事長 殿

住 所  
企 業 名  
代 表 者 名 印  
連 絡 担 当 者  
( 会 員 ID : )

### 賛助会員変更届

令和 年 月 日より、次のとおり変更します。

事項	変更前	変更後
企業名		
代表者		
住所	〒	〒
電話番号		
FAX番号		
その他		

※ 変更箇所にご記入ください。

※ 変更届が届き次第、処理をいたします。なお、処理後の通知はいたしませんので、ご了承ください。

#### ◎ お問い合わせ及び郵送先

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

総務管理部 総務課

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号

TEL 092-622-6230 FAX 092-624-3300

処理日：令和 年 月 日

担当者	<input type="checkbox"/> 総務	<input type="checkbox"/> 自動車
	<input type="checkbox"/> 情報取引	<input type="checkbox"/> 知財
	<input type="checkbox"/> 6サポ	<input type="checkbox"/> 債権
	<input type="checkbox"/> よろず	<input type="checkbox"/> 企画